

添付法令資料 3 :

外国為替取引トラフィック (LLD) 管理に関する2024年12月16日付
インドネシア中央銀行規則No. 9 (目次)
同月23日施行

第1章	総則 (第1条ないし第3条)
第2章	LLD 管理の枠組み (第4条ないし第7条)
第3章	報告及び監視
第1節	報告及び公表 (第8条ないし第11条)
第2節	監視 (第12条ないし第14条)
第4章	政策への対応
第1節	通則 (第15条ないし第18条)
第2節	LLD に係る利益最適化のための政策への対応 (第19条ないし第21条)
第3節	LLD に係るリスク管理のための政策への対応 (第22条ないし第24条)
第5章	連携
第1節	通則 (第25条)
第2節	LLD に係る利益最適化及びリスク管理のための連携 (第26条及び第27条)
第6章	監督 (第28条ないし第32条)
第7章	終則 (第33条)